

確 約 書

菊池環境保全組合

組合長 後 藤 三 雄 様

菊池市（菊池市長と菊池市議会）は、菊池環境保全組合（以下、「組合」という。）に対し、いわゆる「菊池市全域加入」を求めるに当たり、下記事項を遵守することを確約します。

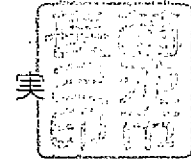
記

- 1 菊池市は、平成33年4月から稼働予定の新環境工場建設に伴い、菊池市全域から排出されるすべての一般廃棄物（以下「ごみ」という。）を組合の処理施設に搬入すること。
- 2 菊池広域行政事務組合（旧菊池市・旧七城町・旧旭志村）と大牟田リサイクル発電株式会社との間で平成13年3月30日に締結した「R.D.Fの供給及び処理委託に関する契約」に基づく契約不更新の問題については、菊池市が責任をもってすべて解決し、組合には一切の迷惑をかけないこと。
- 3 菊池市が九州産廃株式会社との間で平成10年11月17日に締結した環境保全協定書及びこれに基づくその他一切の協定書ないし合意等に関する諸問題については、菊池市が責任をもってすべて解決し、組合には一切の迷惑をかけないこと。
- 4 菊池市は、菊池市住民等に対し説明会等を行い、菊池市全域加入の理解を得るよう菊池市が責任をもって解決し、組合には一切の迷惑をかけないこと。
- 5 新環境工場建設事業の開始後は、菊池市の全部のごみが組合の処理施設に搬入されなくても、全部搬入される、若しくはされたものとして計算された組合負担金を負担すること。

6 上記遵守事項の不履行及びこれに関連して組合に生じた一切の損害の補償と、菊池市が行うべき事後の対応等については、菊池市が責任をもってすべて解決し、組合には一切の迷惑をかけること。

平成 25 年 10 月 15 日

菊池市長 江 頭



菊池市議会議長 山 瀬

